

大気汚染防止法に基づく窒素酸化物排出基準【法第3条、規則第5条（別表第3の2）】

令別表第1	施設種類		規模	排出基準 (ppm)	On (%)	備考
1	ボイラー	ガス専焼ボイラー	50万Nm <sup>3</sup> 以上	60	5	ガス専焼の小型ボイラー（伝熱面積 10m <sup>2</sup> 未満）については当分適用を受けない。
			4～50万Nm <sup>3</sup>	100	5	
			1～4万Nm <sup>3</sup>	130	5	
			1万Nm <sup>3</sup> 未満	150	5	
		固体燃焼ボイラー	70万Nm <sup>3</sup> 以上	200	6	
			4～70万Nm <sup>3</sup>	250	6	
			4万Nm <sup>3</sup> 未満	300	6	
		伝熱面積 10m <sup>2</sup> 未満	固体燃焼ボイラー	350	6	
			液体燃焼ボイラー	260	4	軽質液体燃料を専焼・ガス混焼のものについては当分適用を受けない。
		上記以外のボイラー	50万Nm <sup>3</sup> 以上	130	4	
1～50万Nm <sup>3</sup>	150		4			
1万Nm <sup>3</sup> 未満	180		4			
2	ガス発生炉、加熱炉		150	7		
3	焙焼炉、焼結炉、か焼炉	焙焼炉	220	14		
		焼結炉	220	15		
		か焼炉	200	15		
4	溶鋳炉、転炉、平炉		100	15		
5	金属溶解炉（キュボラを除く。）		180	12		
6	金属加熱炉	ラジアントチューブ型	10万Nm <sup>3</sup> 以上	100	11	
			1～10万Nm <sup>3</sup> 未満	150	11	
			5千～1万Nm <sup>3</sup> 未満	150	11	
			5千Nm <sup>3</sup> 未満	180	11	
		鍛接鋼管用加熱炉	10万Nm <sup>3</sup> 以上	100	11	
			1～10万Nm <sup>3</sup> 未満	180	11	
			5千～1万Nm <sup>3</sup> 未満	150	11	
			5千Nm <sup>3</sup> 未満	180	11	
		前記を除く	10万Nm <sup>3</sup> 以上	100	11	
			1～10万Nm <sup>3</sup> 未満	130	11	
			5千～1万Nm <sup>3</sup> 未満	150	11	
			5千Nm <sup>3</sup> 未満	180	11	
7	石油加熱炉	4万Nm <sup>3</sup> 以上	100	6		
		1～4万Nm <sup>3</sup> 未満	130	6		
		5千～1万Nm <sup>3</sup> 未満	150	6		
		5千Nm <sup>3</sup> 未満	180	6		

大気汚染防止法に基づく窒素酸化物排出基準【法第3条、規則第5条（別表第3の2）】

令別表第1	施設種類	規模	排出基準 (ppm)	On (%)	備考		
8	触媒再生塔		250	6			
8の2	硫黄回収燃焼炉		250	8			
9	窯業用焼成炉、溶融炉	石灰焼成炉のうちガス燃焼ロータリーキルン	250	15			
		セメント焼成炉	10万Nm <sup>3</sup> 以上	250	10		
			10万Nm <sup>3</sup> 未満	350	10		
		耐火物レンガ又は耐火物原料製造用焼成炉	400	18			
		板ガラス又はガラス繊維製造業溶融炉	360	15			
		光学・電気ガラス用又はフリット製造用溶融炉	800	16			
		前記を除くガラス製造用溶融炉	450	15			
その他の焼成炉、溶解炉	180	15					
10	反応炉、直火炉		180	6			
11	乾燥炉		230	16			
13	廃棄物焼却炉	連続炉	浮遊回転燃焼式	450	12		
			特殊廃棄物焼却炉	4万Nm <sup>3</sup> 以上	250	12	
				4万Nm <sup>3</sup> 未満	700	12	
			前記を除く	250	12		
		前記を除く	4万Nm <sup>3</sup> 以上	250	12		
14	銅、鉛、亜鉛用各種炉	焙焼炉	220	14			
		焼結炉	220	15			
		溶鉱炉	亜鉛の残滓処理炉（石炭、コークス）	450	15		
			前記を除く	100	15		
		溶解炉	銅精製炉（アンモニアを還元剤利用）	330	12		
			前記を除く	180	12		
		乾燥炉	180	16			
18	活性炭製造用反応炉		180	6			
21	燐鉱石処理施設	焼成炉	180	15			
		溶解炉	600	15			
23	トリポリリン酸ナトリウム製造用施設	乾燥炉	180	16			
		焼成炉	180	15			
24	鉛の2次精錬用溶解炉		180	12			
25	鉛蓄電池製造用溶解炉		180	12			

大気汚染防止法に基づく窒素酸化物排出基準【法第3条、規則第5条（別表第3の2）】

令別表第1	施設種類	規模	排出基準 (ppm)	On (%)	備考
26	鉛系顔料製造用施設	溶解炉	180	12	鉛酸化物製造用、硝酸鉛製造用はOn=Os
		反射炉	180	15	
		反応炉	180	6	
27	硝酸製造施設		200	Os	
28	コークス炉		170	7	
29	ガスタービン		70	16	非常用施設は当分の間適用猶予
30	ディーゼル機関	シリンダ内径400mm以上	1200	13	非常用施設は当分の間適用猶予
		前記を除く	950	13	
31	ガス機関		600	0	非常用施設は当分の間適用猶予
32	ガソリン機関		600	0	非常用施設は当分の間適用猶予